**見積書・請求書・支払を証する書類（領収証、振込依頼票）等の写し　チェックポイント**

■以下の項目について、事前に確認の上、書類をご用意ください。

【共通】

□ 発行者欄に社印があること。

【見積書】

□ **導入費（補助対象機器の購入価格）が記載されていること。（記載がない場合は追記すること。）**

□ 宛て先が「申請者」となっていること。（自動車リース事業者が申請者の場合は、宛て先が「使用者」の見積書でも可。）

□ 補助対象機器の「メーカー名」、「商品名」、「型式」の確認できる記載があること。（車両の見積書に上記項目の記載がない場合は、架装メーカー発行の見積書を添付する等、他の書類により提出すること。その場合は車両の見積書と他の証明書類の両方を提出すること。）（記載がない場合は追記すること。）

【請求書】

□ 導入費（補助対象機器の購入価格）が記載されていること。（記載がない場合は追記すること。）

□ 宛て先が「申請者」となっていること。（自動車リース事業者が申請者の場合であっても、宛て先は「申請者」であること。「使用者」宛て請求書は不可。）

□ 機器代金が車両代金込みである場合は、装着車両の「車台番号」または「登録番号」の記載があること。後付装着時など機器代金のみの請求書の場合は、メーカー名、商品名、型式や製造番号等の記載があること。（記載がない場合は追記すること。）

【支払を証する書類（領収証、振込依頼票）】

□ 原則として、販売会社発行の領収証の写しを提出してください。

□ インターネットバンキングの書類やＡＴＭのレシート、通帳の写し等は提出書類として認められません。

□ 発行日が【請求書】の発行日以降であること。また、令和７年９月３０日までに発行されたものであること。

□ 【請求書】の金額と一致していること。（差額がある場合は、その差額について当該「支払いを証する書類」に追記すること。）

□ 機器代金が車両代金込みである場合は、装着車両の「車台番号」または「登録番号」の記載があること。後付装着時など機器代金のみの請求書の場合は、型式や製造番号の記載があること。（記載がない場合は追記すること。）

（【請求書】と【支払を証する書類】の照合が可能であること。）

□ 機器代金（車両代金）が支払完了済みであること。

（手形または割賦もしくはクレジット決済により支払を行った場合は、令和７年９月３０日までに決済あるいは完済の上、それを証明する書類を別途提出する必要があります。）

□ 支払金種（現金払い、振込等）の記載があること。

□ 担当者印があること。（｢担当者印が無い場合は無効｣の旨但し書きがある場合等）

□ 銀行の受付印があること。（金融機関発行の振込依頼票の場合に限る。）

以上